令和7・8年度適用秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査 (追加審査)における電子申請の手順

令和7年6月

秋田県建設部建設政策課

はじめに

本書は、令和7・8年度適秋田県用建設コンサルタント業務等入札参加資格審査(追加審査)におけ る秋田県電子申請・届出サービス(以下「Graffer」という。)を利用した電子申請の手順を示した資料 です。申請にあたり、実際の入力画面や手順を確認する場合などに活用ください。

申請の詳細については、「令和7・8年度適用秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査(追 加審査)申請の手引」(以下「申請の手引」という。)を参照ください。

目次

1	トップページ2
	 Graffer アカウントを利用する場合
	(2) Graffer アカウントを利用しない場合
2	申請者の情報
	(1) 個人事業主の場合
	(2) 法人の場合
3	県内業者・県外業者の別
4	申請書類(共通)
	(1) 個人事業主の場合
	(2) 法人の場合
5	申請書類(申請部門別)11
	(1) 測量業務に係る部門を申請する場合12
	(2) 土木関係建設コンサルタント業務に係る部門を申請する場合13
	(3) 建築関係建設コンサルタント業務に係る部門を申請する場合14
	(4) 補償コンサルタント業務に係る部門を申請する場合15
	(5) 地質調査業務に係る部門を申請する場合16
	(6) 環境調査業務に係る部門を申請する場合17
6	申請内容の確認18
7	申請完了18

1 トップページ

Graffer 内の当該申請専用ページのトップページです(下記のURL内にあるリンクからアクセスしてください)。申請に進むにあたり、本ページではGraffer アカウント利用の有無を選択します。

※Graffer アカウントを利用しない場合も申請は可能ですが、一部機能の制限を受ける(再申請の際 に申請内容の引用ができない等)ため、アカウントの利用を推奨します(登録無料)。

【秋田県公式ウェブサイト美の国あきたネット(コンテンツ番号:89399)】

https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/89399

(1) Graffer アカウントを利用する場合

ア 新規登録する場合

Grafferアカウントを利用する方 ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。 新規登録またはログインして申請
Grafferアカウントを利用しない方 メールアドレスの確認のみで申請ができます。 一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。
アカウント登録せずにメールで申請

「新規登録またはログ インして申請」を選択

利用規約をご確認ください
<u>利用規約</u> [7] に同意して、申請に進んでください。
● 利用規約に同意する 🜌
申請に進む

利用規約に同意後、「申 請に進む」を選択



「新規アカ	ウン	ト登録
を選択		

情報を入力して登録		
すべての項目を入力し、アカウント登録に進んでください。		
姓 必 須	名 2月	
メールアドレス 💩 🕅		
パスワード	ください、半角英数字と記号を使用可能です	
パスワードを表示		

姓名など申請担当者の 情報を入力

※このメールアドレス 宛に各通知が届きます。

※行政書士に委任する 場合は、行政書士の情報 を入力してください。

	外部サービスで登録
<u>Grafferアカウ</u>	2ント規約 🎦 プライバシーポリシー 🎦 をお読みの
うえ、同意して	こご登録ください。
G	Googleで登録
	LINEで登録
	<u>外部サービスでの登録とは?</u>

外部サービス(Googleな ど)で登録する場合は 「Googleで登録」などを 選択

<u>Grafferアカウント規約</u> ご <u>プライバシーポリシー</u> で をお読み のうえ、同意してご登録ください。 Grafferアカウントに登録

「Graffer アカウントに 登録」を選択

イ ログインする場合



「新規登録またはログ インして申請」を選択

利用規約をご確認ください	
利用規約 🆸 に同意して、申請に進んでください。	
□ 利用規約に同意する 💩 🤉	

利用規約に同意後、「申 請に進む」を選択

	スマート申請
	ログイン
	Grafferアカウントをお持ちの方
G	Googleでログイン
•	LINEでログイン
5	メールアドレスでログイン
	ログイン方法について教えてください
	GビズDでログインする
	Grafferアカウントをお持ちでない方
Grafferアカ	ウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認
ができます。	アカウント登録は無料です。
	新規アカウント登録

ログイン方法を選択後、 画面が変遷(各ログイン 方法により画面が異な りますが割愛します)

各ログイン方法別に必 要な項目を入力 (2) Graffer アカウントを利用しない場合



「アカウント登録せず にメールで申請」を選択

申請に利用するメールアドレスを入力してください。 申請用のページのリンク(URL)をお送りします。 メールアドレス & M	メールアドレスを入力 後、「確認メールを送信」 を選択
example@example.com 迷惑メール設定としてドメイン指定受信を設定されている方は	※当該メールアドレス に受理確認メール等が
「@mail.graffer.jp」を受信できるよう指定してくたさい。 確認メールを送信	届きます
利用規約をご確認ください	
<u>利用規約</u> // に同意して、申請に進んでください。	

🦳 利用規約に同意する 🌌

利用規約に同意後、「申 請に進む」を選択

2 申請者の情報

申請者の情報を入力するページです。申請者の種別を個人事業主か法人かから選択後、表示された項 目を入力し、「一時保存して、次へ進む」を選択します。

(1) 個人事業主の場合

申請者の情報	
申請者の種別	
	選択すると以下が
	表示されます↓
商号または名称 📷	
商号または名称(カナ) 🕫	
郵便番号 ●■ ハイフンなし ハイフンなしの¥9 半角数字 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	
 「郵使番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。 	
住所 😹	
 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。 	
代表者名 📷	
電話番号 ^{●●●} ハイフン あり ハィフン (-) あり 半角数字	
メールアドレス ロミスカ	申請に用いたメールア
preview-demo@example.com	 アレイか衣示されます。 変更はできません

(2)法人の場合

申請者の種別	
() 個人	
• 法人	
Q 法人を検索して自動入力する	選択すると以下 表示されます
法人名 必须	
法人名 (カナ) 👦	
郵便番号 💩 須 ハイフンなし ハイフンなしの半角7桁 ハイフン	
半角数字	
一般に留ちかり行りて入り	
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
 ③「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。 本店所在地 ④ 自動入力後、番地、マンション 代表者の役職と氏名の両方を入力し 	ます。
①「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。 本店所在地 ❷項 ③ 自動入力後、番地、マンションの 代表者の役職と氏名の両方を入力し、 ※役職と氏名の間にはスペースを空く	ます。 けてください
① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。 本店所在地 ❷項 ③ 自動入力後、番地、マンション 代表者職・氏名 ❷제 (例)代表取締役 秋日 と氏名の間にはスペースを空く	ます。 けてください
①「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。 本店所在地 ●須 ① 自動入力後、番地、マンション 代表者職・氏名 ●須 代表者職・氏名 ●須 (例)代表取締役 枚目 電話番号 ●須 ハイフン (-) ありの半 ハイフンあり	ます。 けてください
・ 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。 本店所在地 ● ・ 氏名 ● () 自動入力後、番地、マンション 代表者職・氏名 ● (例) 代表取締役 秋日 (例) 代表取締役 秋日 ハイフンあり 半角数字	ます。 けてください
	ます。 けてください
● ● ● ●	ます。 けてください 申請に用いたメー
● 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。 本店所在地 Ø ① 自動入力後、番地、マンション 代表者職・氏名 Ø (1) 自動入力後、番地、マンション 代表者職・氏名 Ø (2) 付表取締役 秋日 (3) 代表取締役 秋日 (4) 代表取締役 秋日 (7) (1) 代表取締役 秋日 (8) (1) 代表取締役 秋日 (7) (2) ありの半 (7) (2) ありの半 (7) (2) ありの半 (7) (2) (3) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	ます。 けてください 申請に用いたメー ドレスが表示されま
	ます。 けてください 申請に用いたメー ドレスが表示されま 変更はできません
	ます。 けてください 申請に用いたメー ドレスが表示されま 変更はできません

3 県内業者・県外業者の別

県内業者(本店が秋田県内にある者)か県外業者(本店が秋田県外にある者の別を選択するページ です。該当する方を選択後、「一時保存して、次へ進む」を選択します。



4 申請書類(共通)

申請する部門を問わず、全ての申請者に共通する申請書類を添付するページです。先に選択した個人 事業主・法人の別や県内業者・県外業者の別によって申請書類が一部異なります。

申請の手引を確認のうえ、所定の箇所に書類を添付してください。

ファイルの添付に係る留意事項

- ・添付できるファイル形式は「pdf」「docx」「x1sx」「jpg(jpeg)」「zip」のいずれかですが、原 則として「pdf」形式で添付してください。
- ・申請書類はそれぞれ1つのファイルしか添付できません。必要に応じて、ファイルの結合な どを行った上で、添付してください。
- ・添付可能な1ファイル当たりのファイルサイズに上限があります(各様式は「1MB」まで、 各資料は「5MB」まで)。
- ・上限より大きいサイズのファイルを添付したい場合は、該当する申請書類には別途「申出書」を添付し、一旦、申請を最後まで進めて完了させてください。申請完了後に、県から申請の受理完了に関するメールが届きますので、そのメールに記載された手順等に従い、追加のファイルを添付してください。
- ・特に、「必須」と表示された書類は、ファイルを添付しなければ次の入力に進むことができま せんので、「申出書」を添付してください。

(1) 個人事業主の場合



(2)法人の場合



5 申請書類(申請部門別)

申請する部門ごとに必要な申請書類を添付するページです。次の順番で、部門が変遷します。

- (1) 測量業務に係る部門
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務に係る部門
- (3) 建築関係建設コンサルタント業務に係る部門
- (4) 補償コンサルタント業務に係る部門
- (5) 地質調査業務に係る部門
- (6) 環境調査業務に係る部門

申請しない業務に係る部門のページにおいては、「申請しない」を選択後、「一時保存して、次へ進む」 を選択することで、次のページへ進むことができます。

測量業務			
測量業務に係る部門に	ついて 💩 🕫		
申請する			
● 申請しない			
次へ進んでください。			
	一時保存して、	次へ進む	

申請する部門に関しては、申請の手引を確認うえで、所定の箇所に書類を添付してください。添付に 係る留意事項については、本書P8を参照ください。 (1) 測量業務に係る部門を申請する場合

測量業務	
測量業務に係る部門について	
● 申請する	選択すると 15-1~15-6 が
● 申請しない	表示されます
15-1測量業務登録通知書	
▲ ファイルを選択… 5 MB まで	
15-2登録申請書、変更登録申請書等 営業所の登録状況を確認することができる登録申請書、変更登録申請書等 ※登録状況に変更がある場合や県外業者が受任先を設定する場合に添付が必要です。	
15-3測量法第55条の8第1頃の書類(但前1年度分) 適類 審査基準日(令和7年2月1日)の直前の営業年度における測量法第55条の8第1 程により提出した書類	項の規
● ファイルを選択…	
15-4測量法第55条の8第1項の書類(直前2年度分) 審査基準日(令和7年2月1日)の直前の前の営業年度における測量法第55条の8 の規程により提出した書類 ※15-3で添付した書類にて実績高(完成した業務)が確認できる場合は省略可能です ファイルを選択… 15-5測量士(測量士補)名簿記載事項証明書 01 目、内 業	^{第1項} す。 学者のみ
※申請日前おおむね1か月以内に発行されたもの ※県外	業者には表示されません
15-6実績について 💩 デー 測量業務の実績について15-3 (及び15-4) で添付した書類により確認で ※データ容量を超過したため、後ほど追加提出する場合も「添付した」に の書 る」	タ容量の関係で、この申請画面上、測 第55条の8第1項の書類を添付でき 場合でも、測量法第55条の8第1項 類で実績確認可能な場合は「確認でき を選択してください
	 選択すると以下が
13-7 加盟辛夫相前首(株式447 必須 審査基準日(令和7年2月1日)の直前2営業年度内において完了した測量業務に係 ずれかの部門の実績について記載したもの	る、い 表示されます
▲ ファイルを選択… 1 MB まで	
15-8契約書等 3月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	

(2) 土木関係建設コンサルタント業務に係る部門を申請する場合

土木関係建設コンサルタント業 務	
土木関係建設コンサルタント業務に係る部門について	
● 申請する	選択すると 16-1~16-5 が
● 申請しない	表示されます
16-1建設コンサルタント登録(更新)通知書 ● ステイルを選択…	
16-2変更届出書等 EE 5 MB まで 建設コンサルタント規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等 ※直近の現況報告書の内容から営業所の状況に移動があった場合に添付が必要です。	
16-3土木コンサルの現況報告書(直前1年度分)	
16-4土木コンサルの現況報告書(直前2年度分) 低低 審査基準日(令和7年2月1日)の直前の前の営業年度における建設コンサルタント登録規 程第7条第1項の規程により提出した現況報告書 ※16-3で添付した現況報告書にて申請するすべての部門の実績高(完成した業務)が確認で さる場合は省略可能です。	
 ▲ フアイルを選択… 16-5実績について @須 申請した各部門について、16-3 (及び16-4) で添付した現 るか ※データ容量を超過したため、後ほど追加提出する場合も ○ 確認できる 	で、この申請画面上、現況報告書 合でも、現況報告書で実績確認可 できる」を選択してください
 確認できない 16-6測量等実績調書(様式4) 必須 添付した現況報告書で、審査基準日(令和7年2月1日)の直前2営業年度内に完了した実績が確認できない部門について記載したもの 	選択すると以下が 表示されます
 ファイルを選択… 1 MB まで 16-7契約書等 適 適 御星等実績調書(様式4)に記載した業務に係るもの 5 MB まで 	

- (3) 建築関係建設コンサルタント業務に係る部門を申請する場合
 - ア 県内業者の場合

建築関係建設コンサルタント業 務	
建築関係建設コンサルタント業務に係る部門について ●類	
● 申請する	選択すると以下が
● 申請しない	表示されます
17-1建築士事務所登録証明書、(更新)通知書 30月 ※建築士事務所登録証明書の場合は申請日前おおむね3か月以内に発行されたもの	
建築関係設計事務所詳細調査票(様式7)の提出に関しては、別途案内ウェフペ ージをご確認ください。	
【担当】秋田県 建設部 営繕課 調整・建築チーム 【案内】https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/64339	
17-3測量等実績調書(様式4)	

イ 県外業者の場合

建築関係建設コンサルタント業 務	
建築関係建設コンサルタント業務に係る部門について 🛛 🕫	
● 申請する	選択すると以下が
●申請しない	表示されます
17-1建築士事務所登録証明書 🕫	•
※申請日前おおむね3か月以内に発行されたもの	
▲ ファイルを選択… 5 MB まで	
17-2受任先の建築士事務所登録証明書 低重	
受任先とする営業所に係るもの	
※申請日前おおむね3か月以内に発行されたもの	
※受任先を設定する場合に添付が必要です。	
▲ ファイルを選択… 5 MB まで	
17-3測量等実績調書(様式4) 👸	
▲ ファイルを選択… 1 MB まで	

(4) 補償コンサルタント業務に係る部門を申請する場合

補償コンサルタント業務	
補償コンサルタント業務に係る部門について 👦	
● 申請する	選択すると 18-1~18-5 ź
● 申請しない	表示されます
18-1補償コンサルタント登録(更新)通知書 1 ファイル 小 ファイルを選択…	
18-2変更届出書等 補償コンサルタント規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等 ※直近の現況報告書の内容から営業所の状況に移動があった場合に添付が必要です。 ファイルを選択…	
18-3補償コンサルの現況報告書(直前1年度分) 審査基準日(令和7年2月1日)の直前の営業年度における補償コンサルタント登録規 7条第1項の規程により提出した現況報告書	程第
	録規 認で
 ▲ ファイルを選択… データ容量 18-5実績について (***) ●第 	量の関係で、この申請画面上、現況 系付できない場合でも、現況報告書
申請した各部門について、18-3 (及び18-4) で添付した現況報告 で実績確認 るか ※データ容量を超過したため、後ほど追加提出する場合も「メ 択してくた	忍可能な場合は「確認できる」を選 ごさい
() 確認できる	
 確認できない 1 MB まで 	 選択すると以下が
18-6測量等実績調書(様式4) 遂想 添付した現況報告書で、審査基準日(令 <mark>毎、開</mark> 2また。)の直前2営業年度内に完了し 績が確認できない部門について記載したもの	志実 表示されます
◆ ファイルを選択…	
18-7契約書等 30日	
▲ ファイルを選択…	

(5) 地質調査業務に係る部門を申請する場合



(6)環境調査業務に係る部門を申請する場合

環境調査業務	
環境調査業務に係る部門について 💩 🕫	
● 申請する	 選択すると以下が
● 申請しない	表示されます
20-1計量証明事業者登録証明書又は登記簿謄本 低電 ※申請日前おおむね3か月以内に発行されたもの ※騒音、振動、大気または水質調査部門を希望する場合に添付が必要です。 ファイルを選択… 5MB まで	
20-2受任先の計量証明事業者登録証明書又は登記簿謄本 受任先とする営業所に係るもの ※申請日前おおむね3か月以内に発行されたもの ※騒音、振動、大気又は水質調査部門を希望し、かつ、受任先を設定する場合に添付が必要 です。	 県外業者かつ 該当者のみ ※県内業者には 表示されません
 ▲ ファイルを選択… 5 MB まで 20-3測量等実績調書(様式4) 必須 ▲ ファイルを選択… 1 MB まで 	J

6 申請内容の確認

今まで申請した内容を最終的に確認するためのページです。誤りがないか確認後、「この内容で申請 する」を選択します。



7 申請完了

「申請が完了しました」というページが表示されると、申請完了です。



※申請完了後、登録いただいたメールアドレス宛に完了メールが届きます。また、審査の段階で補正 や追加書類の提出が必要となった場合、申請後に登録いただいたメールアドレス宛に補正連絡が 届きますので、見落としのないよう、ご注意ください。